



会 長	副 会 長	事 務 局 長	保

西商発第 82 号
令和2年4月21日

関係団体 各位

西都市長 橋田 和実
(公印省略)

西都市子育て世帯等住宅取得助成金の周知について (お願い)

平素より市政運営にご協力をいただき誠にありがとうございます。

西都市では若い世代への経済的支援及び移住定住の促進を目的として、子育て世代の方が住宅を取得する際に助成金を交付しています。

つきましては、当該助成金の周知促進を図るため、対象案件について相談・受注された際は、助成金制度の周知についてご協力いただきますようお願いいたします。

周知にあつては下記の事項にご留意いただくよう重ねてお願い申し上げます。

また、当助成金は令和3年9月30日で受付を終了させていただきます。それに伴い、令和3年10月1日以降は新制度にて助成金の交付を行う予定としています。新制度については決まり次第ご案内させていただきます。よろしくをお願いいたします。

記

留意事項1	助成金は事前申請が必要であること
新築工事にあつては着工日、住宅の購入にあつては引渡日の遅くとも10日前までの申請が必要です。事後申請では助成金の交付ができませんのでご留意ください。	

留意事項2	申請者の事前相談が必要であること
当助成金は助成金額や自治会加入等の条件について事前に意思確認をする必要があります。このため、契約後なるべく早い時点で、助成金の申請者本人に来庁又はご連絡をいただいております。	

留意事項3	助成金終了時期に注意すること
当助成金は令和3年9月30日をもって、同助成金制度の受付を終了します。この日までに、交付決定通知書(西都市子育て世帯住宅取得助成金の流れ④参照)を受ける必要がありますので、早めの申請をお願いいたします。	

【文書取扱】

〒881-8501

宮崎県西都市聖陵町2-1

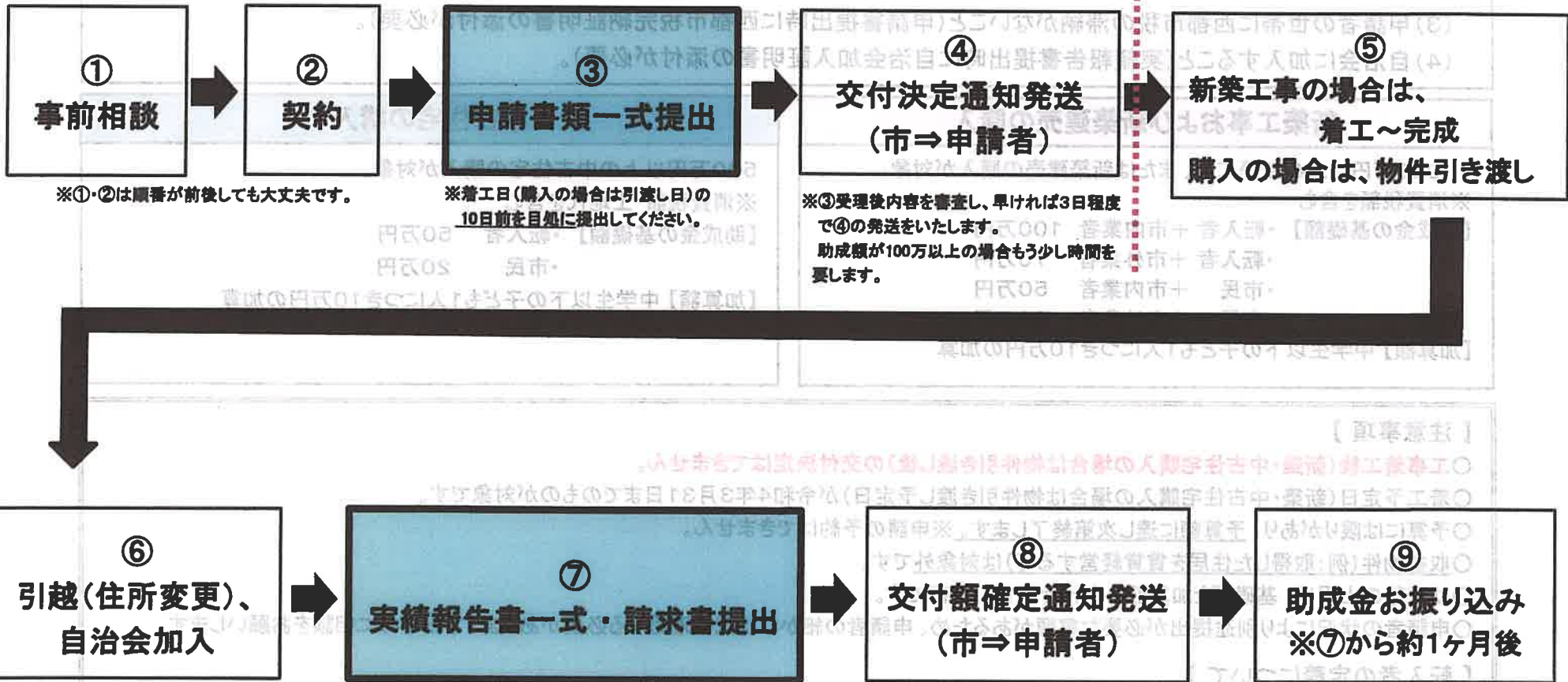
西都市商工観光課 担当：佐藤

電 話：0983-32-1011 (直通)

西都市子育て世帯等住宅取得助成金の流れ

申請者が補助金関係書類を市に提出するタイミングは、③と⑦の2回です。

令和3年9月30日まで



※①・②は順番が前後しても大丈夫です。

※着工日(購入の場合は引渡し日)の
10日前を目処に提出してください。

※④受理後内容を審査し、早ければ3日程度
で④の発送をいたします。
助成額が100万以上の場合もう少し時間を
要します。

※新築工事の場合、売後後20日以内に
新築・中古住宅購入の場合、引き渡し後20日以内に

令和3年度 西都市子育て世帯等住宅取得助成金のご案内

西都市では、子育て世帯の定住促進と負担軽減を図るため、一定の条件を満たした方に助成金を交付しています。
本助成金は**9月30日(木)**をもって終了いたします。**事前申請**が必要となりますのでお早めに以下問い合わせ先までご相談ください。

【対象者の条件】以下のすべてを満たす者であること。

- (1) 住宅の新築工事を行う者、もしくは住宅(新築・中古)を購入する者であること。
- (2) 夫婦のどちらかが40歳未満、もしくは中学3年生までの子どもを養育し同居していること。
- (3) 申請者の世帯に西都市税の滞納がないこと(申請書提出時に西都市税完納証明書の添付が必要)。
- (4) 自治会に加入すること(実績報告書提出時に自治会加入証明書の添付が必要)。

新築工事および新築建売の購入

1,000万円以上の新築工事、または新築建売の購入が対象。

※消費税額を含む

【助成金の基礎額】

・転入者 + 市内業者	100万円
・転入者 + 市外業者	70万円
・市民 + 市内業者	50万円
・市民 + 市外業者	20万円

【加算額】中学生以下の子ども1人につき10万円の加算

中古住宅の購入

500万円以上の中古住宅の購入が対象。

※消費税額・土地代を含む

【助成金の基礎額】

・転入者	50万円
・市民	20万円

【加算額】中学生以下の子ども1人につき10万円の加算

【注意事項】

- **工事着工後(新築・中古住宅購入の場合は物件引き渡し後)の交付決定はできません。**
- 着工予定日(新築・中古住宅購入の場合は物件引き渡し予定日)が令和4年3月31日までのものが対象です。
- 予算には限りがあり、予算額に達し次第終了します。※申請の予約はできません。
- 収益物件(例:取得した住居を賃貸経営する等)は対象外です。
- 助成額の上限は、基礎額と加算額を合わせて150万円です。
- 申請者の状況により別途提出が必要な書類があるため、申請者の細かな状況を確認する必要があります。お早めに相談をお願いします。

【転入者の定義について】

○ 申請日において、申請者が西都市に直近3年以上住所を有していないこと(既に転入している場合は、転入後1年以内であれば転入者として申請が可能)
※申請者は、工事請負契約書(新築・中古住宅購入の場合、売買契約書)の契約者です。

【他の補助金との重複について】

○ 平成31年度から他の国庫補助金等との重複は可能となりました。



【問い合わせ先】

西都市移住・定住センター
西都市小野崎1丁目47番地 まちづくり西都KOKOKARA内
電話:080-6470-4065
メール:saito-iju@titan.ocn.ne.jp